

## 中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国における支払利息は損金算入が認められない事例①：株主からの借入金

原則として、銀行等からの借入金の利子、自己の発行した社債の利子、その他借入金の支払利息は、経過した期間に対応する部分に相当する金額の損金算入が認められます。支払ベースによる計算を継続して行っている場合は、その計算が認められます。

その一方で、損金算入が認められないケースがあります。今回は、中国における支払利息は損金算入が認められない事例を紹介いたします。

### 1. 出資者から登録資本金の払い込みがない場合の銀行からの借入金にかかる支払利息

AとBの共同出資で2018年3月1日に有限責任会社を設立し、当初の登録資本金は400万元でした。会社の定款によりますと、AとBはそれぞれ200万元を出資し、このうち、50万元ずつは設立日に振り込みされ、出資金として受領済みです。その後、2019年4月1日、各100万元、2020年4月1日に各50万元が支払われる予定でしたが、予定通りの受領はできませんでした。

会社運営するため、2018年4月1日に銀行Cから200万元を借り入れ、借入期間は3年、年利率は8%でした。また、2019年4月1日に銀行Dからさらに200万元を借り入れ、借入期間は2年、年利率は7%でした。上記の融資にかかる支払利息を所属した会計年度に損金算入処理しました。

### 2. 分析：当該支払利息は、損金算入として認められなかった

税務局は、税務調査際に、株主の出資不履行により2019年に発生した当該支払利息について税務調整を行い、企業所得税の追徴課税を算定・納付するよう求めました。同時に、翌年に出資不履行により発生した当該支払利息についても、当年度企業所得税申告に損金算入が認めないと主張をしました。

会社法第28条によると、株主は定款に定められた出資額を期日までに全額払い込まなければなりません。会社法は新設会社に対し、登記後2年以内に出資額を払い込まなければならないという規定を撤廃しましたが、株主が無期限に出資額を払い込まなかったり、出資額を過少に払い込んだりしてもよいことを意味するものではありません。株主は、定款に定められた金額、方法、期限に従って、出資額を全額払い込む必要があります。

「国家税務総局による株主の出資未払い利息費用の税引前控除に関する回答」（国税函[2009]312号、以下「312号」という）によると、株主が規定の期間内に出資額を全額払い込まない場合、当該企業の外部からの借入金利息は、株主の払込資本金と規定期間内に支払うべき出資額との差額に係る利息に相当する支払利息は、企業の合理的な費用と認められない。これは、株主が負担すべきものであり、損金算入が認められないものとします。

株主のAとBは、会社定款に基づき、2018年に資本金100万元を払い込み、2018年4月1日から2019年3月31日までに帰属する支払利息は、損金算入が認められます。2019年4月1日と2020年4月1日に資本金200万元と100万元を払い込まなかつたため、これに対応する借入金にかかる支払利息は、2019年と2020年の企業所得税の申告にあたって、損金算入が認められないとされました。

### お見逃しなく！

損金算入の判定は強化される傾向にあります。税務申告や税金納付漏れのリスクを軽減するため、会計事務所や税務アドバイザーとの密接な連携が重要です。